

利根町告示第 37 号

令和 3 年第 2 回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 3 年 5 月 21 日

利根町長 佐々木 喜 章

1. 招集の日 令和 3 年 6 月 2 日

2. 招集の場所 利根町議会議場

令和3年第2回利根町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	6. 2	水	本 会 議	開会 提出議案説明 報告第1号～報告第3号 議案第35号～議案第37号 委員会提出議案第2号	午前10時
2	6. 3	木	休 会	議案調査	
3	6. 4	金	本 会 議	一般質問（2人） ----- 一般質問（2人）	午前10時 午後1時30分
4	6. 5	土	休 会	議案調査	
5	6. 6	日	休 会	議案調査	
6	6. 7	月	本 会 議	一般質問（2人） ----- 一般質問（2人）	午前10時 午後1時30分
7	6. 8	火	本 会 議	一般質問（2人）	午前10時
8	6. 9	水	休 会	議案調査	
9	6. 10	木	本 会 議	質疑・討論・採決 議案第35号～議案第37号 委員提出議案第2号 閉会	午前10時

令和3年第2回  
利根町議会定例会会議録 第1号

令和3年6月2日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	峯山典明君	7番	花嶋美清雄君
2番	山崎誠一郎君	8番	井原正光君
3番	片山啓君	9番	五十嵐辰雄君
4番	大越勇一君	10番	若泉昌寿君
5番	石井公一郎君	11番	船川京子君
6番	石山肖子君	12番	新井邦弘君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	佐々木喜章君
教育長	海老澤勤君
総務課長兼防災危機管理課長	飯塚良一君
政策企画課長	川上叔春君
財政課長	蜂谷忠義君
税務課長	大越達也君
住民課長	久保田政美君
福祉課長	三好則男君
子育て支援課長	花嶋みゆき君
保健福祉センター所長補佐	大津聖二君
生活環境課長	飯田喜紀君
保険年金課長兼国保診療所事務長	直江弘樹君
農業政策課長兼農業委員会事務局長	近藤一夫君
建設課長	中村敏明君
まち未来創造課長	青木正道君
会計課長	田口輝夫君
学校教育課長	中村寛之君
生涯学習課長	桜井保夫君

指 導 課 長 池 田 恭 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	大 越 聖 之
書	記 荒 井 裕 二
書	記 野 田 あゆ美

1. 会議録署名議員

4 番	大 越 勇 一 君
5 番	石 井 公 一 郎 君

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 1 号

令和3年6月2日（水曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 報告第1号 令和2年度利根町一般会計継続費の繰越について
- 日程第4 報告第2号 令和2年度利根町一般会計繰越明許費について
- 日程第5 報告第3号 令和2年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費について
- 日程第6 議案第35号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第36号 令和3年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第37号 財産の取得について
- 日程第9 委員会提出議案第2号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第10 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 報告第1号
- 日程第4 報告第2号
- 日程第5 報告第3号
- 日程第6 議案第35号
- 日程第7 議案第36号

日程第8 議案第37号

日程第9 委員会提出議案第2号

日程第10 休会の件

---

午前10時00分開会

○議長（新井邦弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、令和3年第2回利根町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

---

○議長（新井邦弘君） 諸般の報告を行います。

委員会提出議案第2号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例について、議会運営委員長から訂正の申入れがあり、許可をしましたので、お手元に配付しております。正誤表のとおり訂正をお願いいたします。

陳情を1件、受け付けております。

また、監査委員より、令和3年2月分から令和3年4月分の現金出納検査の結果報告がありましたので、それぞれ写しを配付しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、議事日程に入ります。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、

4番 大越勇一 議員

5番 石井公一郎 議員

を指名いたします。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第2，会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月10日までの通算9日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、会期の内訳は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（新井邦弘君） 審議に入るに当たり、行政報告及び提出議案の総括説明を求めま

す。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 皆さん、おはようございます。令和3年第2回利根町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には御出席を賜り、誠にありがとうございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてですが、政府は先日、東京や大阪など九つの都道府県に出している緊急事態宣言の期限を、今月20日まで延長することを決定しました。その理由として、全国の新規感染者数は全体として減少に転じる一方、依然として増加傾向にある地域もあり、予断を許さない状況であること、全国の重傷者数、死亡者数は高止まりの状態が続いていることなどを挙げています。茨城県においても、政府の緊急事態宣言や蔓延防止重点措置の対象となっておりますが、県独自に感染拡大市町村の指定を行っております。

現在、当町は茨城県から、この感染拡大市町村に指定されており、不要不急の外出自粛や営業時間の短縮などの要請を受けております。この期間に感染拡大を何とか食い止めるため、町民の皆様には引き続き御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、ワクチン接種についてですが、新型コロナウイルス感染症を抑える切り札として、ワクチン接種は大いに期待されております。

当町では、高齢者へのワクチン接種券の発送については、ワクチンの供給量に応じて、年齢を区切って発送してりましたが、先月末で65歳以上の方への発送は全て完了いたしました。

ワクチン接種は、5月10日より町内七つの医療機関で個別接種を開始し、6月6日には保健福祉センターでの集団接種を予定しております。また、65歳以上の方で1回目の接種が完了している方は、5月31日現在2,304人、当町における接種率は32.8%となっております。全国、県の平均を上回っており、7月末には接種を希望する高齢者の方が2回の接種を終える見通しとなっております。また、65歳未満の方のワクチン接種開始時期については、ワクチンの供給量によってスケジュールが大きく左右されるため、現時点では未定ですが、具体的なスケジュールが決まり次第、町公式ホームページなどでお知らせしてまいります。

さて、昨今の景気でございますが、政府の5月の月例経済報告では、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増しているとし、先行きについては、感染拡大の防止策を講じる中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、内外の感染拡大による下振れリスクが高まりに十分注意する必要があるとしております。

町といたしましては、極めて厳しい状況であることを念頭に、町民生活への影響を最小限に抑えるべく、今後の町政運営に当たっていきたくと考えております。

それでは、これまでの主な事業の進捗状況や今後の予定等について、申し上げたいと思います。

初めに、4月4日に行われましたウォーキング大会についてでございます。91名の参加者が文化センターを発着点とし、利根川堤防の桜並木や役場、旧布川小学校など、当町の桜の名所を巡る7.6キロメートルのコースを歩きました。参加された方からは、「コロナ対策もされているので安心できた」「歩いて気持ちがよかった」などと大変うれしいお言葉をいただいております。

次に、4月より住民課窓口に開設いたしました「おくやみ窓口」についてでございます。この「おくやみ窓口」は、亡くなられた方の手続きが一つの窓口で行えるもので、4月から10件の御利用がございました。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の進捗についてでございますが、昨年度から一次から三次までの交付金の合計で4億8,692万円が町に交付されております。令和2年度中に実施した主な事業としては、町内全世帯にマスクを配布した緊急支援事業、子育て世帯である児童手当受給世帯に対して行った給付事業、感染拡大の影響により売上げが減少した飲食店や小売業、中小企業者に対する助成金事業、各地区の避難所で感染拡大防止を図る分散避難体制を整備する防災活動支援事業、小中学校のGIGAスクール構想事業、町内の交通事業者への感染防止対策支援事業、議会議場システムをデジタル化に改修した整備事業など、様々な事業を行ってまいりました。令和3年度におきましても、必要に応じた対策を行っていきたいと思っております。

次に、公共交通アンケートについてでございますが、公共交通対策として、町民の移動の円滑化を推進するため、公共交通やデマンド交通、車を持たない方の移動先の希望などの交通施策について、60歳以上の方、約2,000人に対し、7月下旬にアンケート調査の実施を予定しております。アンケート結果につきましては、地域公共交通会議の皆様の御意見をお伺いし、今後の公共交通の利便性向上に反映してまいります。

次に、道路の整備関係についてでございますが、早尾台ともえぎ野台を結ぶ町道103号線延伸事業につきましては、茨城県が過疎代行事業として用地買収を進めているところでございます。今年度は用地買収を進め、環境影響基礎調査の継続、埋蔵文化財調査を行いたいとの報告を受けております。引き続き、事業の早期完成に向け茨城県と連携し、事業を進めてまいります。

次に、小学校統合関係でございますが、このたび利根町立小学校統合準備委員会の委員11名が替わり、令和3年度の新しい委員構成で統合準備委員会がスタートいたしました。今後も、委員になっていただいておりますPTA保護者代表、地域住民代表者、また、教職員代表者の方々のお力をお借りしながら、統合に必要な準備を進めてまいります。また、教育委員会においては、新しい小学校となる利根小学校の校章を現在募集しております。ハード整備では、今年度は駐車場等整備工事のほか、校舎エレベーター及び多目的トイレ

設置等工事に係る設計業務委託を行ってまいります。

最後に、防災関係でございますが、本年2月18日に牛久市と大規模水害時における広域避難に関する覚書を締結し、この覚書の中で避難所として指定をしていただいた牛久市内の5か所の学校施設について、区長の皆様や町防災士連絡会会員の皆様に、学校施設への避難ルート及び施設を御確認いただくことを目的とした広域訓練を、6月13日に実施いたします。また、3月には利根町行政アプリの運用を開始しており、このアプリを活用することで、町からの重要なお知らせや、暮らしのサポート情報など生活に役立つ情報だけでなく、災害から自分や大切な人の命を守るための防災情報など、直接かつ迅速にお届けできるようになりました。今後もアプリの利用促進を含め、災害対応力の強化を図ってまいります。

以上、これまでの主な取組状況などについて申し上げます。

それでは、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

本定例会におきましては、報告が3件、補正予算が2件、財産の取得についてが1件の合計6件の御審議をお願いするものであります。

報告第1号は、令和2年度利根町一般会計継続費の繰越についてで、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

報告第2号は、令和2年度利根町一般会計繰越明許費について、報告第3号は、令和2年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費についてで、いずれも地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

議案第35号は、令和3年度利根町一般会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ914万3,000円を追加し、総額を58億7,336万9,000円とするものでございます。

議案第36号は、令和3年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ35万6,000円を追加し、総額を14億8,388万2,000円とするものであります。

議案第37号は、財産の取得についてで、公園整備事業に必要な用地を取得したいので、議会の議決により付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

以上、提出議案の概要について説明いたしました。詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明させたいと思いますので、お手元の議案書等により御審議の上、適切な議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

失礼しました。議案第35号、訂正いたします。金額です。一般会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ9,194万3,000円を追加し、総額を58億7,336万9,000円とするものでございます。失礼いたしました。

○議長（新井邦弘君） 行政報告及び総括説明が終わりました。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第3、報告第1号 令和2年度利根町一般会計継続費の繰越

についてから、日程第5、報告第3号 令和2年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費についてまでの3件について報告を求めます。

報告第1号及び報告第2号について、蜂谷財政課長。

〔財政課長蜂谷忠義君登壇〕

○財政課長（蜂谷忠義君） それでは、報告第1号 令和2年度利根町一般会計継続費の繰越についてを補足して御説明申し上げます。

これは、継続費としている1件の事業におきまして、事業費の一部について逐次繰越いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

款7土木費、項4都市計画費、事業名が大平地区計画策定業務委託は、令和2年度から令和3年度までの2か年の継続事業でございます。総額1,210万円のうち、令和2年度予算現額は549万円で支出済額は491万8,241円となり、残額が57万1,759円でしたので、同額を逐次繰越いたします。

説明は以上でございます。

次に、報告第2号 令和2年度利根町一般会計繰越明許費についてを補足して御説明申し上げます。これは、本年3月定例会の補正予算、3月31日付補正予算の専決処分で、繰越明許費の議決及び承認をいただきました15事業について繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

上から順に御説明申し上げます。

款2総務費、項1総務管理費、事業名がふれ愛タクシー運行事業で、翌年度繰越額は660万円でございます。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業で、利根町ふれ愛タクシー利用者及び新規申込者に配布した利用券の有効期限を令和3年12月28日までに設定していることから、令和2年度末までの未利用分の660万円を繰り越すものです。

事業名が電子自治体推進事業で、翌年度繰越額は2,943万6,000円でございます。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業で、庁舎内の無線LAN環境整備に係る無線LAN設置工事1,045万円、無線LAN構築設定業務委託1,898万6,000円を繰り越すものです。

項3戸籍住民登録費、事業名が戸籍附票システム改修業務委託で、翌年度繰越額は492万8,000円、住民基本台帳システム改修業務委託で、翌年度繰越額は84万7,000円、戸籍情報システム改修業務委託で、翌年度繰越額は149万6,000円でございます。これは、戸籍附票システムにおいて、国の仕様書等の改版作業が遅れたことにより繰り越すものです。こちらは全額国庫補助となります。

次に、款3民生費、項2児童福祉費、事業名が利根町新生児特別定額給付金支援事業で、翌年度繰越額は30万円でございます。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨

時交付金を活用した事業で、国の特別定額給付金の支給対象外となった令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生した新生児を対象に、1人10万円を支給するものですが、支給申請受付につきまして、令和3年4月16日までとしていることから申請が予想される3人分を繰り越すものです。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、事業名が感染症予防対策事業で、翌年度繰越額は8,185万5,000円でございます。これは、新型コロナワクチン接種に伴う費用で、集団接種に係る医師、看護師への報償費、個別接種の委託料、接種券の作成、発送に係る経費、コールセンター設置による受付業務委託料などになります。令和2年度分の業務完了により執行残額を全額繰り越すものです。こちらは全額国庫補助となります。

裏面をお願いいたします。

次に、款5農林水産業費、項1農業費、事業名が利根北部地区基盤整備事業負担金で、翌年度繰越額は1,183万3,000円でございます。こちらは、利根北部地区基盤整備事業において、創設換地により取得予定であった用地の購入費でございます。

次に、款6商工費、項1商工費、事業名が新型コロナウイルス感染症対策事業者支援事業で、翌年度繰越額は1,580万円でございます。内容につきましては、中小企業事業継続応援貸付金負担金が申請期間の延長に伴い350万円を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の利根町中小企業者等経営支援助成金が、対象月及び申請期限延長に伴い510万円を、利根町飲食店等経営支援助成金が、助成金の追加支給のため720万円を繰越しするものです。

次に、事業名が商店街再生事業で、翌年度繰越額は376万円でございます。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、アフターコロナを見据えた商店街活性化事業として実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大が続いており、事業の進捗が遅れたことから、インキュベーション施設開設のための空き店舗賃借料、改修工事費、備品購入費等を繰越しするものです。なお、令和3年度当初予算において、事業名変更により、まちなか・商店街活性化事業へ繰越しを行っております。

次に、款7土木費、項2道路橋梁費、事業名が道路改良工事事業で、翌年度繰越額は6,497万6,000円でございます。これは、町道112号線4工区の道路用地購入費及び移転補償費が385万2,000円、町道112号線2期地区の道路用地購入費及び移転補償費で6,112万4,000円を繰り越すもので、地権者との交渉及び補償物件の移転に時間を要しているためでございます。

次に、款8消防費、項1消防費、事業名が防災施設費で、翌年度繰越額は33万1,000円でございます。これは、新型コロナウイルス感染症対策のための分散避難を想定した施設等整備補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業でございます。補助金申請を行った地区のうち3地区において、年度内に集会所等の施設整備が完了しなかったことによる繰越しでございます。

次に、款9教育費、項2小学校費、事業名が学校教育活動継続支援事業で、翌年度繰越額は240万円でございます。これは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、商品の納期遅延等が生じたことにより繰り越すものです。こちらは国庫補助率5割となっております。

項3中学校費、事業名が中学校施設維持補修事業で、翌年度繰越額は2,660万円でございます。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業で、利根中学校屋内運動場空調設備工事でございます。入札不調により、年度内での事業完了が見込めないことにより繰り越すものです。

事業名が学校教育活動継続支援事業で、翌年度繰越額は120万円でございます。これは、さきに御説明いたしました小学校分と同様に、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、商品の納期遅延等が生じたことにより繰り越すものです。国庫補助率は5割となっております。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、報告第3号について、飯田生活環境課長。

〔生活環境課長飯田喜紀君登壇〕

○生活環境課長（飯田喜紀君） それでは、報告第3号 令和2年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費について、補足して御説明申し上げます。

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして報告するものでございます。

款1下水道費、項1下水道費、事業名が霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金で548万2,000円を繰越しするものでございます。これは県の浄化センター内の建設工事に伴う町の負担金でございまして、県の事業が年度内に完了することができなかったことに伴いまして、繰越しをするものでございます。

なお、繰越額の財源内訳は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 報告が終わりました。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第6、議案第35号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第2号）及び日程第7、議案第36号 令和3年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とし、補足説明を求めます。

まず、議案第35号について、蜂谷財政課長。

〔財政課長蜂谷忠義君登壇〕

○財政課長（蜂谷忠義君） 議案第35号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第2号）についてを補足して御説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

歳入でございますが、款14国庫支出金、目1総務費国庫補助金は5,944万6,000円を増額するもので、節4社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、戸籍システムにより、副本全件を送信する作業費用について、全額補助対象となったことによる増額でございます。

節5新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、緊急経済対策の全ての事項についての対応として、地域の実情に応じて、新しい生活様式等への対応を図りながら、きめ細かに必要な事業を実施するための交付金の増額でございます。こちらは5月臨時会に提出したものの追加事業分となります。

次に、目2民生費国庫補助金は1,403万8,000円を増額するもので、節2児童福祉費補助金は、子ども・子育て支援交付金が、文間保育園内の子育て支援センターで行う地域子育て支援拠点事業の補助基準額が引き上げられたため及びもえぎ野わかば保育園病児保育室での病児保育事業と地域子育て支援拠点事業に対して、新型コロナウイルス感染拡大防止対策による消毒作業の手当などの経費の補助による増額でございます。この事業の補助割合は、国費及び県費がそれぞれ3分の1となっています。

また、保育対策総合支援事業費補助金は、子ども・子育て支援交付金と同様に、町内の保育所と布川保育園、文間保育園、東文間保育園、もえぎ野わかば保育園において、感染拡大防止対策による消毒作業の手当などの経費の補助による増額でございます。この事業の補助割合は、国費が2分の1となっています。

節3低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金は、国の事業で、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し支給する生活支援給付金に係る事務費の増額でございます。この事業の補助割合は、国費が全額負担となっています。

節4低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金は、先ほどの国の事業の事業費で、低所得の子育て世帯に対し児童1人当たり5万円を給付するもので、その給付金の増額となります。この事業の補助割合は、国費が全額負担となっています。

目3保健衛生費国庫補助金は2,951万6,000円を増額するもので、新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保のために、コールセンターの期間延長や人員補強及び接種に係るネットワーク設定を行うための費用の増額でございます。この事業の補助割合は、国費が全額負担となっています。

次に、款15県支出金、目2民生費県補助金は24万2,000円を増額するもので、先ほど国庫補助金で御説明しました子ども・子育て支援交付金の県費の補助金となります。この事業の補助割合は3分の1となっています。

次に、項3県委託金、目3教育費県委託金は9万円を減額するもので、学力向上サポートプラン事業委託金で、学校での学びの広場サポートプラン事業が、令和2年度で終了に

なったことによるものでございます。

8ページをお開きください。

款18繰入金，目1財政調整基金繰入金は706万円を増額するもので，今回の補正予算の財源に充てるために繰り入れるものでございます。

次に，款20諸収入，目3雑入は1,826万9,000円を減額するもので，節5学校給食費で令和3年7月分から12月分の小中学校の給食費を免除することにより，新型コロナウイルス感染症拡大により，経済的な影響を受けている子育て世帯の支援をするものです。なお，この費用については，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で対応するものでございます。

節6雑入は，インキュベーション施設使用料の受入れ先として，科目を新設するものでございます。

9ページを御覧ください。

次に，歳出でございます。

款2総務費，目5財産管理費は355万3,000円を増額するもので，町有財産管理で町有財産の老朽化に対応するため，公共施設等総合管理計画の改定業務委託料の増額でございます。

目7地域振興費は100万円を増額するもので，大学との連携事業で，日本ウェルネススポーツ大学を支援するもので，大学及び学生寮における新型コロナウイルス感染対策を徹底するための経費の補助金となります。

目9行政事務改善費は182万1,000円を増額するもので，電子自治体推進事業で，新型コロナウイルス感染対策を推進するため，庁舎及び出先機関にウェブ会議用ディスプレイ9台を設置するための購入費の増額でございます。

次に，項3戸籍住民登録費，目1戸籍住民登録費は財源の組替えで，歳入で御説明しました戸籍システムにより，副本全件を送信する作業費用26万4,000円について，国庫補助金の対象となったことによるものでございます。

10ページをお開きください。

款3民生費，目8介護保険費は16万6,000円を増額するもので，介護保険特別会計繰出金で，本定例会に提案している介護保険特別会計補正予算の介護報酬改定等に伴うシステム改修費及び主任介護支援専門員資格更新研修負担金の町負担分を増額するものでございます。

次に，項2児童福祉費，目1児童福祉総務費は2,039万6,000円を増額するもので，低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業は，国の事業で，低所得の子育て世帯に対し児童1人当たり5万円を給付するもので，その給付金の支給に係る事務費として時間外勤務手当，通知発送等の消耗品費，通信運搬費，手数料及び対象者等把握のための電算業務委託料の計上及び対象者への給付金250人分として補助金を計上するものでございます。

11ページを御覧ください。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（コロナ交付金）は、国の低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業の対象者に、町独自で給付金、児童1人当たり3万円を上乗せして支給するものでございます。

目2児童措置費は552万8,000円を増額するもので、保育所等補助金事業は、歳入で御説明しましたが、事業費の補助基準額が引き上げられたことや、新型コロナウイルス感染拡大防止対策費用の支援が、令和2年度に引き続き今年度も行われるようになったことによる増額でございます。

地域子育て支援拠点事業費補助金は、子育て支援センターで行う事業の補助基準額の引上げに伴う増額となります。

保育対策総合支援事業費補助金は、感染拡大防止対策による消毒作業の手当などの経費の支援として、町内の4保育所と布川保育園、文間保育園、東文間保育園、もえぎ野わかば保育園への補助金となります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止事業費補助金は、感染拡大防止対策による消毒作業の手当などの経費の支援として、地域子育て支援拠点事業への補助金となります。

病児保育事業は、感染拡大防止対策による消毒作業の手当などの経費の支援として、病児保育室への補助金となります。

保育所等補助金事業（コロナ交付金）は、町内保育所等6施設、布川保育園、文間保育園、東文間保育園、利根二葉幼稚園、利根大和幼稚園、もえぎ野わかば保育園に町単独で新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援のための費用として、各園に50万円を交付するものです。

12ページをお開き願います。

目4放課後児童健全育成事業費は18万3,000円を増額するもので、放課後児童対策事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、児童クラブの手洗い場にノータッチ式のハンドソープ用ディスペンサー、シャボネットの購入費用の増額でございます。

次に、款4衛生費、目1保健衛生総務費は339万8,000円を増額するもので、保健衛生事務費は、保健福祉センターの保健師1名が産休となるので、産休期間会計年度職員1名を雇用するための経費として、報酬、労災保険料、社会保険料、通勤費を計上するものです。

母子保健事業は、過年度分の母子保健衛生費国庫負担金の返還金の計上で、これは令和元年度分の国庫負担金の額が確定したことによるものでございます。

目2予防費は2,951万7,000円を増額するもので、13ページを御覧ください。

歳入でも御説明しました、新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保のために、新型コロナウイルスワクチン受付事務業務委託で、コールセンターの期間延長や人員補強をするものです。新型コロナウイルスワクチン接種に係るネットワーク設定業務委託は、ワクチン接種記録を国と共有するために行うものでございます。

次に、款7土木費、目2公園費は475万2,000円を増額するもので、公園事務事業でコロナ収束後を見据えた観光対策等として、上曽根運動公園及び利根親水公園の案内板を設置するものでございます。

次に、款9教育費、目2事務局費は135万8,000円を増額するもので、学校給食運営事業は、歳入でも御説明しました、小中学校の給食費を令和3年7月分から12月分まで免除をすることに伴い、町外の学校に通っている児童生徒分についても、免除相当額の支援をするため、学校給食費補助金を計上するものでございます。

目4教育研究指導費は9万円を減額するもので、学力向上推進事業は、歳入でも御説明しました、小学校での学びの広場サポートプラン事業が令和2年度で終了になったことにより、謝礼を減額するものでございます。

14ページをお開き願います。

次に、項2小学校費、目1学校管理費は156万円を増額するもので、小学校運営事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、小学校の手洗い場にノータッチ式のハンドソープ用ディスペンサー、シャボネットの購入費用でございます。

次に、項3中学校費、目1学校管理費は94万3,000円を増額するもので、中学校運営事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中学校の手洗い場にノータッチ式のハンドソープ用ディスペンサー、シャボネットの購入費用でございます。

次に、項4社会教育費、目2文化センター費は7万9,000円を増額するもので、文化センター管理事業は、公用車1台分の車検時の費用でございます。

目8図書館費は49万5,000円を増額するもので、図書館管理・運営事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、図書館にパーティションを設置する工事費用でございます。

15ページを御覧ください。

目9コミュニティセンター費は1,650万円を増額するもので、コミュニティセンター管理事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、布川地区コミュニティセンターの空調機を換気が可能な空調機に更新する工事でございます。

次に、款10公債費、目1元金は78万3,000円を増額するもので、公債費元金償還金は、減収補填債の元金の償還金を計上するものでございます。

目2利子は1,000円を増額するもので、公債費利子償還金は減収補填債の利子を計上するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、議案第36号について、三好福祉課長。

〔福祉課長三好則男君登壇〕

○福祉課長（三好則男君） それでは、議案第36号 令和3年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

歳入の款3国庫支出金，項2国庫補助金，目3地域支援事業交付金は1万3,000円を増額するものでございます。こちらは，6月に新規採用の主任介護支援専門員の資格更新研修負担金に要する費用の38.5%を国が補助するものでございます。

また，目6介護保険事業補助金でございますが，15万9,000円を増額するものでございます。こちらは，令和3年8月1日施行の介護報酬改定等に伴うシステム改修費用の2分の1に相当する額を国が補助するものでございます。

次に，款5県支出金，項3県補助金，目2地域支援事業交付金で6,000円の増額となります。こちらは，先ほど説明いたしました研修負担金に要する費用の19.25%を県が補助するものでございます。

次に，款6繰入金，項1一般会計繰入金，目2一般会計繰入金は16万円を増額するものでございます。こちら，先ほど説明いたしましたシステム改修費の町負担分の繰入れでございませぬ。

また，目4地域支援事業繰入金は6,000円の増額をするものでございます。こちら，先ほど説明いたしました研修負担金増額に伴う町負担分の繰入れでございませぬ。

次に，款6繰入金，項2基金繰入金，目1介護給付費準備基金繰入金は1万2,000円の増額をするものでございます。こちら，研修負担金増額に伴いまして，保険者負担分の繰入れでございませぬ。

続きまして，7ページをお願いいたします。

歳出の款1総務費，項1総務管理費，目1一般管理費は31万9,000円の増額をするものでございます。こちらは，介護報酬改定等に伴いまして，システム改修業務委託料で，制度改正に対応できるようにするためのものでございます。

次に，款3地域支援事業費，項1包括的支援事業任意事業費，目1総務費は3万7,000円の増額をするものでございます。こちらは，主任介護支援専門員研修負担金でございませぬ。

説明は以上でございませぬ。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

議案第35号及び議案第36号の2件は，議案調査のため本日は説明のみにとどめ，今定例会最終日の6月10日に質疑，討論，採決したいと思います。

これに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め，そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） 日程第8，議案第37号 財産の取得についてを議題とし，補足説明を求めませぬ。

近藤農業政策課長。

〔農業政策課長兼農業委員会事務局長近藤一夫君登壇〕

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それでは、議案第37号 財産の取得について、補足して御説明申し上げます。

提案理由にも記載のとおり、公園整備事業に必要な用地を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得また処分に関する条例第3条の規定により提案し、議会の議決を求めるものでございます。

財産の所在につきましては、利根町立木地内（利根北部仮61-10番地）、取得する財産は土地7,995.23平方メートル、取得金額は1,183万2,940円、契約の相手方は茨城県稲敷郡川内町源清田5960番地、豊田新利根土地改良区理事長岡田金男及び茨城県稲敷市江戸崎甲541、県営利根北部地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）施工者、茨城県県南農林事務所稲敷土地改良事務所長金 徹でございます。

参考資料といたしまして、不動産調書、県営利根北部地区土地改良事業の創設換地の取得に関する協定書及び図面を添付してございます。

説明は以上です。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

議案第37号は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の6月10日に質疑、討論、採決したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） 日程第9、委員会提出議案第2号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とし、補足説明を求めます。

花嶋議会運営委員長。

〔議会運営委員長花嶋美清雄君登壇〕

○議会運営委員長（花嶋美清雄君） 委員会提出議案第2号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに利根町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

大規模な災害等の発生により、委員会を開会する場所への委員を招集することが困難である場合、また、委員において参集することが困難である場合に、オンライン会議システムを活用した会議を開くことができるようにしたいので提案する。

利根町議会委員会条例の一部を改正する条例

利根町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表を御覧ください。

第12条の次に、次の1条を加える。

会議の特例

第12条の2、委員長は、災害の発生、感染症の蔓延等のやむを得ない理由により、委員会を開会する場所へ議員を招集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により、出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を活用した会議を開くことができる。

2、委員は、オンライン会議システムによる会議への出席（以下「オンライン出席」という。）を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

第13条中、「出席」の次に「（オンライン出席を含む。以下同じ。）」を加える。

第14条中、「出席議員」を「出席委員（オンライン出席をした委員を含む。以下同じ。）」に改める。

第17条第1項に、次のただし書を加える。

ただし、オンラインシステムを活用した会議は、秘密会とすることができない。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

説明は以上です。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

委員会提出議案第2号は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の6月10日に質疑、討論、採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第10、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

明日6月3日は議案調査のため休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（新井邦弘君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回6月4日も午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時01分散会